

Title	生成AI・AIエージェント時代の知財戦略と研究基盤：制度設計と価値創出の交差点
Author(s)	駒谷, 剛志
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 390-394
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	<a href="https://hdl.handle.net/10119/20105">https://hdl.handle.net/10119/20105</a>
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



## 生成 AI ・ AI エージェント時代 の 知財戦略と研究基盤： 制度設計と価値創出の 交差点

駒谷剛志（神戸大学、高島国際特許事務所）， takeshi@komatani.com

### 1. はじめに

生成 AI および AI エージェントの急速な進展は、従来の「人間による創作・発明」を前提とした知的財産制度に根本的な変革を迫っている。本発表では、この技術的パラダイムシフトが知財戦略、研究基盤、そして社会全体の価値創出メカニズムに与える影響を多角的に分析し、持続可能かつ公正な価値創出を実現するための新たな制度設計と戦略的枠組みを提起する。特に、AI による自律的生成・研究支援機能の拡大により、「発明者性」や「創作者性」の概念が揺らぎ、それに伴う知財戦略の再構築と、国際的な制度調和の必要性が高まっている現状を踏まえ、規範的・制度的再編の方向性を探る。

### 2. 先行研究

#### 2.1 知財戦略と制度設計にかかる先行研究及び現時点の各国の反応

従来の特許法・著作権法は自然人による創作を前提としてきたが、生成 AI の登場により、この前提が根本的に問い合わせられ、知財戦略の再考が不可欠となっている。国際的な動向を見ると、日本では知財高裁令和 6 年 5 月 16 日判決により、AI が発明者になり得ないことが明確化された<sup>1</sup>。米国では USPTO が Alice/Mayo テストを適用し、AI 関連発明の特許適格性を厳格に審査しており<sup>21, 23</sup>、欧州では EPO が「技術的側面」の有無による判断基準を維持しつつ、AI 生成物の取り扱いを検討している<sup>22, 34</sup>。中国や韓国でも類似の制度枠組みながら実務上の運用に差異が見られる<sup>23, 24</sup>。この背景には、WIPO による生成 AI 特許ランドスケープレポート<sup>3</sup>や、AI を活用した知財調査と知財ポートフォリオの構築に関する研究<sup>4</sup>、AI 関連技術に関する特許審査事例<sup>20</sup>、AI と進歩性判断に関する学術的議論<sup>35, 36, 37</sup>などが先行研究として存在する。内閣官房の「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」<sup>13</sup>も重要な基盤的知見を提供している。

#### 2.2 研究基盤と学術規範にかかる先行研究

AI エージェントを活用した研究開発の加速は、学術研究における透明性・再現性の原理に新たな課題を突きつけ、研究基盤の設計に戦略的アプローチを求めている<sup>5, 27</sup>。主要な論点としては、AI 判断プロセスの不透明性に伴う「ブラックボックス問題」<sup>6, 8</sup>、訓練データへのアクセス制限による「データ依存性」<sup>27</sup>、大規模モデル利用の機会不平等を引き起こす「計算資源格差」<sup>7</sup>、そして AI モデルの時系列変化への対応が難しい「バージョン管理」などが挙げられる。JST-CRDS の人工知能研究に関する報告<sup>7</sup>や文部科学省の科学技術・イノベーション白書<sup>8</sup>、Microsoft の責任ある AI に関する透明性報告<sup>26</sup>、スタンフォード大学の AI Index Report<sup>28</sup>は、研究基盤のあり方に関する重要な示唆を与えている。

#### 2.3 データガバナンスとイノベーション政策にかかる先行研究及び現行法

不正競争防止法改正により導入された限定提供データ保護制度は、AI 時代のデータガバナンスとイノベーション政策において重要な意義を持つ<sup>12</sup>。経済産業省による AI・データの利用に関する契約ガイドライン<sup>9</sup>や AI の利用・開発に関する契約チェックリスト<sup>10</sup>、限定提供データに関する指針<sup>11</sup>などが、データ利用における新たな知財戦略と政策的枠組みを示している。日経クロステックによる生成 AI 関連特許の国際比較調査<sup>32</sup>も、イノベーション政策の立案に資する。また、欧州の AI Act<sup>25</sup>など、海外の法制度も重要な先行事例となる。

### 3. 交錯領域の現状

生成 AI 時代における知財戦略は、発明の奨励と技術の公開・普及という知財制度の根本目的を再検討し、社会全体の価値創出を最大化する視点から再構築されるべきである<sup>14</sup>。持続可能なイノベーション・エコシステムを構築するためには、研究開発税制の AI 対応、人材育成・流動化促進制度、国際標準化

活動の強化、リスクマネー供給制度の充実といった制度的インフラの整備が不可欠である<sup>14,30</sup>。経済産業省のGENIACプロジェクト<sup>29</sup>や理化学研究所のAGISプログラム<sup>30</sup>、NTTのtsuzumi<sup>31</sup>のような取り組みは、このインフラ強化に貢献している。また、AI倫理ガイドラインの実効性担保、説明可能AI(XAI)の推進、デジタル・ディバイドの解消、労働移転支援制度の整備などを通じた社会的受容性の確保も、イノベーション政策上、極めて重要な要素である。WIPOのGlobal Innovation Index<sup>15</sup>や、伝統知識保護とグローバルサウスの視点から知財制度を捉える研究<sup>16</sup>は、知財戦略が単なる法的な枠組みを超えて、社会厚生と価値創出の多角的な側面に深く関わることを示唆している。

さらに、AI技術のデュアルユース（軍民両用）可能性は、安全保障・経済安全保障の観点から知財戦略と研究基盤の交錯領域を形成している。技術流出防止のためには、経済産業省の安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス<sup>17</sup>に基づくデュアルユース技術の管理、内閣府の経済安全保障推進法<sup>18</sup>に基づく研究セキュリティの確保、価値観を共有する国家間での技術協力促進、そして米国商務省のExport Administration Regulations (EAR)<sup>19</sup>などを参考にAI開発・運用におけるサプライチェーン管理による依存リスクの軽減が求められる。国際的なデータ流通と各国のデータ主権確保の両立も、この交錯領域における重要な課題である。信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の実現やデータローカライゼーション、越境データ移転における個人情報保護と事業継続性の調和、WTO等の多国間枠組みでのデジタル貿易ルールの議論推進を通じて、国際的な価値創出と安全保障のバランスを模索する知財戦略が求められている。

#### 4. 議論

上記の先行研究と交錯領域の現状を踏まえ、生成AI・AIエージェント時代の知財戦略と研究基盤、そして制度設計と価値創出の交差点における具体的な議論を展開する。

知財戦略の観点からは、AI生成物の権利帰属・責任主体論が喫緊の課題である。現行法の解釈指針の明確化、業界別のベストプラクティス集約を短期的対応として進めつつ、中期的には特許法・著作権法の改正検討やデータ保護法制の統合化、さらにはAI生成物に特化した権利制度や段階的保護システムといった新たな権利体系の創設も視野に入れるべきである。新たなライセンスモデルとして、AI学習許諾ライセンス、成果共有ライセンス、オープンAIライセンス、動的ライセンスなどの導入も知財戦略を柔軟化し、価値創出を促進する上で不可欠となる<sup>9,10</sup>。筆者によるDXと知財業務に関する考察<sup>38</sup>も、戦略立案に資する。

研究基盤の再構築においては、オープンサイエンスの理念とAI活用研究の調和が鍵となる<sup>5,7,8</sup>。透明性・再現性の課題を克服するため、「オープンモデル原則」<sup>26</sup>、「データガバナンス」<sup>27</sup>、「計算資源共有」<sup>28</sup>、「評価基準の標準化」といった制度設計を通じて、研究の質を高め、研究活動における新たな価値創出を促進する必要がある。国際協調体制の強化は、WIPO AIのプロジェクトへの積極参画や二国間・多国間協定の締結推進を通じて、国際的な研究基盤の構築と相互運用可能な制度設計を目指すべきである。

価値創出と社会的便益の均衡実現という観点から見ると、知財制度の社会厚生最大化機能を再検討し、AI関連発明の特許期間短縮、強制実施許諾制度の適用拡大、オープンソース促進制度、人間創作物とAI生成物の保護水準差異化といった政策選択肢を検討すべきである<sup>14,15,16</sup>。イノベーション・エコシステムの持続可能性確保のためには、AI研究開発税制、人材育成・流動化促進制度、国際標準化活動の強化といった制度的インフラに加え、AI倫理ガイドラインの実効性担保や説明可能AI(XAI)の推進による社会的受容性の確保が知財戦略上も極めて重要となる。

安全保障・経済安全保障との調和は、知財戦略と研究基盤を設計する上で不可欠な要素である<sup>17, 18, 19</sup>。技術流出防止のため、デュアルユース技術の管理強化、研究セキュリティの向上、価値観を共有する国家間での技術協力促進、サプライチェーン管理による依存リスク軽減が求められる。同時に、データ主権とクロスボーダー・データフローの均衡を図り、DFFTの実現に向けて、各国規制への対応、個人情報保護と事業継続性の調和、デジタル貿易ルールの国際議論推進が不可欠である<sup>25</sup>。

これらの多角的な議論を通じて、生成 AI・AI エージェント時代における知財戦略、研究基盤、そして制度設計は、単一の側面から捉えるのではなく、相互に密接に交錯し、影響を与え合う複合的な課題であることが浮き彫りとなる。技術革新の恩恵を社会全体で共有しつつ、創作・発明へのインセンティブを維持する制度設計には、従来の知財制度の枠組みを超えた、学際的かつ国際的な協調が不可欠である。今後の課題として、理論的検討の深化とともに、実証的データに基づく政策効果の検証、ステークホルダー間の合意形成プロセスの構築が挙げられる。AI 技術の発展速度を考慮すれば、これらの取り組みに残された時間は決して長くはない。

## 参考文献

### 1. 生成 AI 成果物の権利帰属・責任主体論

[1] 知財高判令和6年5月16日・令和5年(行ウ)第5001号「DABUS事件控訴審判決」知財高判令和7年1月30日・令和6年(行コ)第10006号「DABUS事件控訴審判決」

[2] 特許庁「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」(2024年4月)および「AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究」(2025年4月)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html#report](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html#report) [最終閲覧 2025年9月28日]

[3] WIPO 「Generative Artificial Intelligence Patent Landscape Report」(2024年)  
<https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-generative-artificial-intelligence-general/en/index.html> [最終閲覧 2025年9月28日]

[4] 駒谷剛志「生成 AI や AI エージェントを活用した知財調査と知財ポートフォリオの構築」PharmStage 技術情報協会 編 25(1), 69-80 及び (3), 62-69 (2025)

### 2. AI エージェント基盤研究開発と学術研究規範の調和

[5] Matthew Hutson, Artificial intelligence faces reproducibility crisis.Science359,725-726(2018).DOI:10.1126/science.359.6377.725 [最終閲覧 2025年9月28日]

[6] Bommasani, Rishi, Kevin Klyman, Sayash Kapoor, Shayne Longpre, Betty Xiong, Nestor Maslej, and Percy Liang. "The Foundation Model Transparency Index v1.1: May 2024." *arXiv.Org*, 2024.

[7] JST-CRDS「人工知能研究の新潮流 2025～基盤モデル・生成 AI のインパクトと課題～」(2024年) <https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2024/RR/CRDS-FY2024-RR-07.pdf> [最終閲覧 2025年9月28日]

[8] 文部科学省「令和6年版科学技術・イノベーション白書」、例えば、第4章 AI の多様な研究分野での活用が切り拓ひらく新たな科学、第1節 多様な科学分野における高度なAIの活用 (AI for Science) (2024年) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpaa202401/1421221\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa202401/1421221_00001.html) [最終閲覧 2025年9月28日]

### 3. データガバナンスと知財保護の新領域

[9] 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(2019年)  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20200619002.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20200619002.pdf) [最終閲覧 2025年9月28日]

[10] 経済産業省「AI の利用・開発に関する契約チェックリスト」(2025年)、  
<https://ai-market.jp/news/ai-contract-checklist-guidelines-2025/>  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20250218003-ar.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf) [最終閲覧 2025年9月28日]

[11] 経済産業省「限定提供データに関する指針」(2024年最終改定)  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf> [最終閲覧 2025年9月28日]

[12] 不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和5年法律第51号)

[13] 内閣官房「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」(2024年5月)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf) [最終閲覧 2025年9月28日]

### 4. 傷値創出と社会的便益の均衡実現

[14] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2025～IP トランスフォーメーション～」(2025年6月)  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf> [最終閲覧 2025年9月28日]

[15] WIPO 「 Global Innovation Index 2024 」  
<https://www.wipo.int/web-publications/global-innovation-index-2024/en/index.html> [最終閲覧 2025 年 9 月 28 日]

[16] 駒谷剛志「WIPO 知財新条約からみる、伝統知識保護とグローバルサウス」研究・イノベーション学会年次学術大会講演要旨集, 39: 637-640 (2024)

## 5. 安全保障・経済安全保障との調和

[17] 経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン（大学・研究機関用）を改訂しました」<https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250924002/20250924002.html> [最終閲覧 2025 年 9 月 28 日]

[18] 内閣府 「経済安全保障推進法の概要」(2022 年)  
[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf) [最終閲覧 2025 年 9 月 28 日]

[19] U.S. Department of Commerce, Bureau of Industry and Security “Export Administration Regulations (EAR)” (2024) <https://media.bis.gov/regulations/ear> [最終閲覧 2025 年 9 月 28 日]

## 6. 國際比較・各國審査動向

[20] 特許庁「AI 関連技術に関する特許審査事例について」(2024 年更新)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai\\_jirei/jirei.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei.pdf) [最終閲覧 2025 年 9 月 28 日]

[21] USPTO「2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance」Federal Register (2019)  
<https://www.federalregister.gov/documents/2019/01/07/2018-28282/2019-revised-patent-subject-matter-eligibility-guidance> Last visited September 28, 2025

[22] EPO「Guidelines for Examination – G II 3.3.1. Artificial Intelligence and machine learning」(2024) , [https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/g\\_ii\\_3\\_3\\_1.html](https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/g_ii_3_3_1.html) Last visited September 28, 2025

[23] Five IP Offices “Examination practices on AI-related inventions” (2024)  
<https://link.epo.org/ip5/Annex Comparable 2024> Last visited September 28, 2025

[24] 中国国家知識産権局「審査指南」(2024 年 1 月改訂版)  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art\\_2790\\_189500.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_2790_189500.html) Last visited September 28, 2025

## 7. 海外法制度

[25] EU Artificial Intelligence Act (Regulation (EU) 2024/1689), Official Journal version of 13 June 2024 < 欧州委員会「AI Act（人工知能法）」(2024 年 8 月施行) >  
<https://artificialintelligenceact.eu/the-act/> Last visited September 28, 2025

## 8. オープンサイエンスと研究基盤

[26] Microsoft, “Providing further transparency on our responsible AI efforts” (2024)  
<https://blogs.microsoft.com/on-the-issues/2024/05/01/responsible-ai-transparency-report-2024/> Last visited September 28, 2025

[27] Sayash Kapoor, Arvind Narayanan, “Leakage and the reproducibility crisis in machine-learning-based science,” Patterns, Volume 4, Issue 9, 2023, <https://doi.org/10.1016/j.patter.2023.100804>. Last visited September 28, 2025

[28] Stanford 「The 2025 AI Index Report」(2025)  
<https://hai.stanford.edu/ai-index/2025-ai-index-report> Last visited September 28, 2025

## 9. 技術開発と産業政策

[29] 経済産業省「GENIAC（生成 AI 加速化コンソーシアム）」プロジェクト (2024 年)  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/geniac/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/geniac/index.html) [2025 年 9 月 28 日 最終アクセス]

[30] 理化学研究所「科学研究基盤モデル開発プログラム（AGIS）」(2024 年開始)  
<https://www.riken.jp/research/labs/trip/agis/index.html> [2025 年 9 月 28 日 最終アクセス]

[31] NTT 「tsuzumi」 軽量日本語大規模言語モデル (2024 年 3 月)  
[https://www.rd.ntt/research/LLM\\_tsuzumi.html](https://www.rd.ntt/research/LLM_tsuzumi.html) [2025 年 9 月 28 日 最終アクセス]

## 10. 実証研究・定量分析

[32] 日経クロステック「生成 AI 関連特許の国際比較調査」(2024 年 4 月)  
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/02792/032900002/> [2025 年 9 月 28 日 最終アクセス]

## 11. 法制度・判例研究

[33] Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. 208 (2014)

[34] T 0697/17 (SQL extensions/MICROSOFT) EPO 審決 (2019年)

[35] 東京地判令和元年 6 月 26 日平成 29 年 (ワ) 第 15518 号 (AI 関連発明進歩性判断)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88873.pdf>

## 12. 学術的基盤研究

[36] 中山一郎「AI と進歩性—若干の問題提起」田村善之編著『知財とパブリック・ドメイン第 1 卷』(勁草書房) (2023)

[37] Noam Shemtov「A Study on Inventorship in Inventions involving AI Activity」WIPO (2019)

[https://link.epo.org/web/Concept\\_of\\_Inventorship\\_in\\_Inventions\\_involving\\_AI\\_Activity\\_en.pdf](https://link.epo.org/web/Concept_of_Inventorship_in_Inventions_involving_AI_Activity_en.pdf).

Last visited September 28, 2025

[38] 駒谷剛志「第 1 章 DX の導入により知財業務はどう変わるか? 第 3 節 生成 AI を活用した近未来の知財戦略」「“知財 DX”の導入と推進ポイント～知財調査・分析、特許評価、特許明細書の作成、翻訳、電子契約～」技術情報協会編 (2025)